

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 柵倉町長選挙を東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時に行
う件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙及び柵倉町長選挙の投票用
紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定め
た件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく柵倉町長選
挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福
島県議会議員補欠選挙と同時にこれを行う。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙及びこれと同時に
行
う柵倉町長選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定
により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の
順序を、次のとおり定めた。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙

二 柵倉町長選挙